

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（徴収の引継ぎ）</p> <p>第6条 局長は、財産等が、他の広域振興局の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する広域振興局長に、他の都道府県で規則で定める地域にある場合においては知事にその徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>（個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）</u></p> <p><u>第18条の5 平成22年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「3,300円」とする。</u></p> <p>（阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）</p> <p>第20条の2 平成7年1月17日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）の施行の日の前日までの間に同法附則第5条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、<u>政令附則第6条</u>で定めるところにより、同</p>	<p>（徴収の引継ぎ）</p> <p>第6条 局長は、財産等が、他の広域振興局の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する広域振興局長に、他の都道府県の<u>区域内にある場合においては盛岡広域振興局長（規則で定める地域にある場合においては、<u>知事</u>）</u>にその徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>（阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）</p> <p>第20条の2 平成7年1月17日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）の施行の日の前日までの間に同法附則第5条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、<u>法附則第8条の3の政令</u>で定めるところに</p>

年9月30日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第8条の3の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第1項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 [略]

より、同年9月30日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第8条の3の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第1項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 [略]

3 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第3項の政令

で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 [略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第24条の2の4 警戒区域設定指示区域内の第84条第1項の自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 [略]

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第24条の7 [略]

外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第24条の7 [略]

(東日本大震災に係る軽油引取税の免除等)

第24条の8 第99条の6第1項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべき納税者が、東日本大震災によりその所有に係る軽油を亡失したときは、当該軽油に係る軽油引取税を免除する。

2 前項の規定により軽油引取税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名又は名称

(2) 亡失した場所

(3) 亡失した状況

(4) 亡失した数量

(5) 亡失した軽油に係る軽油引取税の税額

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

3 局長は、軽油引取税に係る徴収金を徴収した場合において、当該軽油引取税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

4 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 亡失した場所

(3) 亡失した状況

(4) 亡失した数量

(5) 還付を受けるべき額

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

2

(不申告に関する過料)

第10条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の認定を受けている場合を除く。）、第50条、第59条、第106条、第106条の2、第112条又は第117条の8の規定によって、申告すべき事項について正当の事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料に処する。

2 [略]

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(不申告に関する過料)

第10条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の認定を受けている場合を除く。）、第50条、第59条、第67条の7第1項から第3項まで、第90条、第106条、第106条の2、第112条又は第117条の8の規定によって、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 [略]

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

した金銭

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第31条第1項及び第2項並びに前条の規定の適用については、第31条第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の6第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分、次条第2項及び第3項並びに附則第5条の規定は、平成24年1月1日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第2条 平成22年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る徴収取扱費の算定については、なお従前の例による。

2 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この条において「平成24年新条例」という。）第31条第1項及び第2項、附則第10条の4並びに附則第10条の5の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する平成24年新条例第31条第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 平成24年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての平成24年新条例第31条の規定の適用については、同条第1項第3号中「同条第3項」とあるのは、「同条第3項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

（平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

第3条 平成23年4月21日におけるこの条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）附則第23条の3第3項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年3月12日において東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、新条例附則第23条の3第3項及び第4項、第24条の2の4第1項並びに第25条の2第1項及び第3項

の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第23条の3第3項中「警戒区域設定指示（平成23年3月11日）とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域（同日）と、「掲げる指示をいう。以下同じ。」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示）とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第4項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、新条例附則第24条の2の4第1項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、新条例附則第25条の2第1項中「附則第24条の2の4第1項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第68号）附則第3条の規定により読み替えて適用される附則第24条の2の4第1項」と、同条第3項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。

（軽油引取税の免除に係る申請書の提出期限）

第4条 新条例附則第24条の8第1項の規定により軽油引取税の免除の適用を受けようとする者については、同条第2項に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して60日を経過した日とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 表2の項の改正部分の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。